

IASB の動向 (2012年5月～2012年7月)

かきぐち ゆうじ
専門研究員 垣口 友二

I. 基準等の公表

1. IASB が 2009-2011 の年次改善サイクルを完了 (2012年5月17日)

国際会計基準審議会 (IASB) は、「年次改善 2009-2011 サイクル」(国際財務報告基準 (IFRS) の修正の集合体で、2009-2011 サイクルの間に扱った6つの論点に対応) を公表した。

IASB は、他の主要プロジェクトの一部に含まれず、必要ではあるが緊急ではない IFRS の修正を行うために、年次改善プロジェクトを実施している。修正を多数の断片的な変更ではなく単一の文書で示すことにより、IASB は、すべての関係者にとっての変更の負担を軽減することを意図している。

今回の修正は、2009年に開始したプロジェクトのサイクルにおいて IASB が議論し、その後公開草案「IFRS の改善」(2011年6月公表) に含めた論点を反映している。修正は、2013年1月1日以後開始する事業年度から適用される。早期適用は認められる。

2. IASB が「連結財務諸表、共同支配の取決め及び他の企業への関与の開示：経過措置ガイドダンス」(IFRS 第10号、IFRS 第11号及び IFRS 第12号の修正) を公表 (2012年6月28日)

IASB は、「連結財務諸表、共同支配の取決め及び他の企業への関与の開示：経過措置ガイドダンス」(IFRS 第10号、IFRS 第11号及び IFRS 第12号の修正) を公表した。

この修正は、IFRS 第10号「連結財務諸表」の経過措置に関するガイドダンスを明確化しているほか、IFRS 第10号、IFRS 第11号「共同支配の取決め」及び IFRS 第12号「他の企業への関与の開示」について移行上の救済措置を追加し、最初に適用される期間の直前の比較期間についてのみ修正後の比較情報を提供することとしている。さらにこの修正により、IFRS 第12号における非連結の組成された企業に関する開示については、最初に適用される期間の財務諸表の比較情報には適用しないこととしている。

本修正の発効日は、2013年1月1日以後開始する事業年度であり、IFRS 第10号、IFRS 第11号及び IFRS 第12号の発効日に合わせている。

II. 公開草案等の公表

1. IASB が年次改善プロジェクトによる修正案を公表 (2012年5月3日)

IASB は、一般のコメントを募集するため、年次改善プロジェクトによる 11 の IFRS の修正を提案する公開草案を公表した。このプロジェクトでは、IFRS の狭い範囲の修正をまとめて効率的に処理するために、簡素化したプロセスを採用している。

この修正案は、2010 年に開始したプロジェクトのサイクルにおいて IASB が議論した論点を反映している。これらの修正は、IFRS 財団の評議員会が 2011 年 2 月に「IASB デュー・プロセス・ハンドブック」の改訂の一環として承認した年次改善プロセスの要件に合致している。

今回の修正について提案している発効日は、2014 年 1 月 1 日以後開始する事業年度であるが、IFRS 第 3 号「企業結合」の修正及び IFRS 第 9 号「金融商品」の結果的修正の提案については 2015 年 1 月 1 日以後開始する事業年度である。早期適用はすべての修正案について認められる。

IASB は、本公開草案に対するコメントを 2012 年 9 月 5 日まで募集した。

2. IFRS 解釈指針委員会が特定の市場で事業を行う企業に対して公的機関が課す賦課金に関するガイダンス案を公表 (2012年5月31日)

IFRS 解釈指針委員会は、一般のコメントを募集するため、特定の市場で事業を行う企業に対して公的機関が課す賦課金の会計処理に関するガイダンス案を公表した。

公的機関が、特定の市場（特定の国、特定の地域、又は特定の国における特定の市場など）

で事業を行う企業に対して賦課金を課すことがある。解釈指針委員会は、企業が財務諸表において法人所得税以外の賦課金の支払をどのように会計処理すべきか（具体的には、どのような場合に、賦課金を支払う負債を認識すべきか）を検討するよう要望を受けた。本ガイダンス案では、賦課金を支払う負債を生じさせる債務発生事象は、法律により特定された、賦課金の支払を生じさせる活動であることを明確化している。

本解釈指針案 DI/2012/1「特定の市場で事業を行う企業に対して公的機関が課す賦課金」は、2012 年 9 月 5 日まで一般のコメントを募集するため公開された。

3. IFRS 解釈指針委員会が非支配持分に係る売建プット・オプションに関するガイダンス案を公表 (2012年5月31日)

IFRS 解釈指針委員会は、一般のコメントを募集するため、非支配持分の株主が保有する子会社への持分に関して親会社が売り建てたプット・オプションの会計処理に関するガイダンス案を公表した。

プット・オプションとは、所定の期間内に所定の価格でオプションの売手に対して所定の資産を売却する権利をオプションの保有者に与える契約である。親会社が子会社の株式を現金又は他の金融資産で購入する義務を負っている場合には、親会社は連結財務諸表上、当該オプションの行使価格の現在価値で金融負債を認識しなければならない。解釈指針委員会は、実務に不統一が存在しているため、この金融負債の事後測定の方法を検討するよう要望を受けた。解釈指針委員会は、この金融負債の測定のすべての変動を、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」及び IFRS 第 9 号「金融商品」に従って純損益に認識することを提案している。

本解釈指針案 DI/2012/2「非支配持分の売建

プット・オプション」は、2012年10月1日まで一般のコメントを募集するため公開されている。

Ⅲ. その他のIASB関連のプレスリリース

1. Martin Edelmann 氏をIASB 理事に任命 (2012年5月18日)

IFRS財団の評議員会は、Martin Edelmann氏がIASBの理事に任命されたことを発表した。当初の任期は2012年7月1日からの5年間で、追加で3年間の再任が可能である。

Edelmann氏は、2006年から2011年までドイツ会計基準委員会(GASB)の理事を務めた。同氏は、1997年から2011年までDeutsche Bank GAのグループ報告部門長として社内及び社外への報告業務に携わった。同行在職時、同氏は、2007年における米国会計基準(US GAAP)からIFRSへの切り替えや2010年における大幅な資本増強など、数多くの大規模プロジェクトを監督した。Deutsche Bank入行前、Edelmann氏は9年間KPMGに勤務し、その間にシニア・マネジャーとなった。同氏は現在、ドイツのコンサルティング・ファームzeb/rolfes.schierenbeck.associates (Zeb)のシニア・アドバイザーである。

Edelmann氏は、ドイツ銀行協会会計作業部会のメンバーを14年間務め、2004年から2011年まで部会長を務めた。

2. IASBとFASBがリース会計のアプローチに関して合意 (2012年6月13日)

IASBと米国財務会計基準審議会(FASB)は、IFRSとUS GAAPにおけるリース会計を改訂するプロジェクトの一環として、リース費用の会計処理に対するアプローチに関して合意した。

両審議会がリース・プロジェクトに着手したのは、多くのリース債務が現在は貸借対照表に計上されておらず、現行のリース取引の会計処理はすべてのリース取引の経済的実態を表すものではないという広く持たれている懸念に対処するためである。現在までに至ったリース・プロジェクトに関する決定は予備的なものである。両審議会は、共同の公開草案を2012年の第4四半期に公表する予定である。

両審議会は以前に、リースを貸借対照表に計上すべきであることに同意したが、損益計算書における費用の分類及びパターンについて議論を継続してきた。本決定において、両審議会は、一部のリースについては2010年「リース」公開草案での提案と同様に会計処理し、一部のリースについてはリース費用が定額となるよう会計処理するというアプローチを決定した。

3. IASBが中小企業向けIFRSのレビューに関するコメントを募集 (2012年6月26日)

IASBは、中小企業向けIFRSの初めての包括的なレビューにおける最初のステップとして、情報募集を公表した。情報募集の目的は、中小企業向けIFRSを修正する必要があるかどうか、必要だとすればどのような修正を行うべきかについて一般の意見を求めることである。回答期限は2012年11月30日である。

2009年7月に中小企業向けIFRSを公表した際、IASBは、最初の2年間における企業の適用経験を評価すると述べていた。またIASBは、初回のレビューの後、およそ3年ごとに中小企業向けIFRSの修正を検討する予定であると述べていた。

IASBのSME導入グループ(SMEIG)はIASBスタッフと密接に連携してこの情報募集を作成した。SMEIGは最終ドラフトを承認し、情報募集の公表提案とともにIASBに最終ドラフトを提出してレビューを要請した。

本情報募集は、中小企業向け IFRS の特定のセクションに関して具体的な質問を行うとともに、コメント提出者の経験に関する一般的な質問も行っている。コメント提出者には、他にも提言したい論点があれば問題提起することが奨励されている。本文書には、IASB 又は SMEIG の予備的見解は含まれていない。

4. IASB が IFRS 第 8 号「事業セグメント」の適用後レビューを開始 (2012 年 7 月 19 日)

IASB は、IFRS 第 8 号「事業セグメント」の公開レビューを開始し、基準の適用の影響に関する情報募集 (RFI) を、一般のコメントを求めるため公表した。このレビューは、基準が意図したとおりに機能しているかに関するフィードバック、並びに基準の適用に関連した課題及びコストに関してのより実務的な情報を求めている。

2007 年に、IFRS 財団の評議員会は、IASB が新基準又は基準の大規模な修正についての適用後レビューを発効日から 2 年後に実施するというプロセスを導入した。事業セグメントに関する基準は、この新しいプロセスの下でレビューされる最初の基準である。IASB は、今回のレビューを利用して、将来のレビューの実施に対する方法論を精緻化する。企業結合の基準が次のレビュー対象に予定されている。

RFI に加えて、IASB は、IFRS 第 8 号の適用の影響に関するフィードバックを収集するために、広範なアウトリーチ活動を国際的に実施する。

情報募集は、2012 年 11 月 16 日までコメントを求めるため公開される。

5. IASB スタッフが中小企業向け IFRS を適用する零細企業のためのガイダンスの開発に着手 (2012 年 7 月 26 日)

IASB のスタッフは、零細企業による中小企業向け IFRS の適用を支援するためのガイダンスの開発に着手する。

SMEIG は、ガイダンスの開発にあたってスタッフと連携し、最終ドラフトを承認する。最終ドラフトはその後 IASB に提出してレビューを受けることとなる。

IASB スタッフは、ガイダンスの開発にあたり、資産、負債、収益及び費用の認識及び測定に関する原則に修正を加えることなく、中小企業向け IFRS の中で多くの零細企業にとって明らかに必要な規定を抽出する。ガイダンスは、それらの規定に関連する主要原則のみを対象とする。

ガイダンスで扱わなかった事項については、中小企業向け IFRS との相互参照を記載する予定である。ガイダンスは中小企業 IFRS に修正を加えないため、当該ガイダンスを適用した場合、企業の財務諸表注記及び監査報告書には中小企業向け IFRS に準拠している旨を記載することができる。

IV. IFRS 財団関連のプレスリリース

1. 評議員会が IFRS 解釈指針委員会の効率性と有効性に関する提言を公表 (2012 年 5 月 2 日)

IFRS 財団の評議員会は、IFRS 解釈指針委員会の効率性と有効性のレビューを受けての発見事項を公表した。このレビューの結論は、2012 年 2 月に完了した評議員会の戦略レビューの提言 (IASB が基準の首尾一貫した適用においてもっと積極的な役割を果たすことを提唱) と整合している。解釈指針委員会はこの作業に

において重要な役割を果たしている。

本レビューの主な提言は、次のようなものである。

- 解釈指針委員会が広範囲の「ツール」を使用して、支援の要請にさらに的確に対応できるようにする。
- 解釈指針委員会がどの論点を扱うべきかの決定に用いる要件を修正する。
- 解釈指針委員会が取り扱わないと決定した論点に関するコミュニケーションを改善する。
- 解釈指針委員会によるアウトリーチを拡大し、取り扱う論点の決定に関する透明性を高める。

この提言により、解釈指針委員会はさらに広範な要請に対応できるようになる。例えば、解釈指針委員会はIASBに対して、年次改善プロセスの範囲を超える限定的で狭い範囲の修正を提案することや、基準の追加的な設例を提案することができる。

解釈指針委員会の改訂後のアジェンダ要件と、より広範な要請を扱う能力との組み合わせにより、将来においてアジェンダから却下される項目の事例は少なくなるはずである。

評議員会は、利害関係者及び解釈指針委員会メンバーにコメントを求める質問表を用いてレビューを実施した。レビューは2010年10月に開始し、2011年1月のコメント期間終了までに34件の回答が寄せられた。

質問表に対して寄せられた回答は、IFRS財団スタッフから解釈指針委員会に提示され、解釈指針委員会はその回答を評議員会の代表者及びIASBのメンバーと議論した。レビューにおける発見事項への対応はその後に解釈指針委員会が作成し、IASB及び評議員会と議論して合意した。

2. 評議員会が「IFRS財団デュー・プロセス・ハンドブック」の強化案を公表（2012年5月8日）

IFRS財団の評議員会は、「IFRS財団デュー・プロセス・ハンドブック」（ハンドブック）の改訂案を、一般のコメントを求めるために公表した。

ハンドブックは、IFRSを開発又は改訂する際にIASBが従う手順を記述している。ハンドブックの改訂は以前にも行われているが、今回は2006年の「IASBデュー・プロセス・ハンドブック」公表以来初めての大幅な見直しを実施された。

改訂後のハンドブックは、最近のモニタリング・ボードのガバナンス・レビューと評議員会の戦略レビューで提言された必要なデュー・プロセスの強化、及びIFRS解釈指針委員会の効率性と有効性に関する評議員会のレビューからの提言を十分に織り込んでいる。

ハンドブックの改訂案では、次のことを行っている。

- IASB及びIFRS解釈指針委員会のデュー・プロセスの要求事項と評議員会によるデュー・プロセス監督に関する手順（プロトコル）を単一の文書に統合する。
- IFRSに関して生じそうな影響を評価する手続についてのより広範な議論を含める。
- 適用後レビューの完了についての方法論を提案する。
- モニタリング・ボードが緊急の論点をIASBで検討するよう照会できる旨を示す。
- 現在IASBが基準設定活動の一環として定期的実施している広範なアウトリーチ活動のプログラムに関連したデュー・プロセスの要求事項の検討を含める。
- 評議員会のデュー・プロセス監視委員会とのより活発な対話によるIASBのデュー・プロセスへのその他の強化を織り込む。

提案は、一般のコメントを求めるために120日間公表された。

3. IFRS 解釈指針委員会の2012年の委員任命 (2012年5月14日)

IFRS財団の評議員会は、IFRS 解釈指針委員会委員の任命及び再任を発表した。

Sandra Peters、John O'Gradyの両氏が任命された。任期は当初3年間で、1度の再任が可能である。Peters氏は米国証券アナリスト協会の財務報告政策委員長であり、O'Grady氏はErnst & Youngのアジア・パシフィックのIFRSリーダーである。この任命は、Ruth Picker氏及びSara York Kenny氏が2012年6月に2度目の任期を満了する際に生じる空席を埋めるためのものである。

湯浅一生氏及びLaurence Rivat氏は、2012年6月に最初の任期を満了したが、さらに3年の任期で再任された。

4. 評議員会がIFRS財団定款の改訂のドラフティング・レビューを公表 (2012年7月25日)

IFRS財団の評議員会は、IFRS財団定款のドラフティング・レビューを一般のコメントを求めるため公表した。

このドラフティング・レビューは、IASBの議長とIFRS財団の最高執行責任者との役割の分離を反映するための定款変更を織り込んでいる。この変更はモニタリング・ボードのガバナンス・レビューの結論に沿ったものである。

この分離は、すでに2011年末の内部構造再編を受けて実施された。IASBの議長はもはやIFRS財団のCEOを務めていない。代わりに、この責任はエグゼクティブ・ディレクターの新しい役割に含まれている。Yael Almog氏が、2012年の第1四半期にこの役割に任命された。

このドラフティング・レビューは、一般のコ

メントを求めるため2012年10月23日まで公開されている。

V. IASB 会議、IFRS 解釈指針委員会

IASBの会議は、ロンドンのIASB本部(6月、7月)、及びノーウォーク(5月)で以下のとおり開催された。

- 通常会議 (2012年5月21日~24日、一部 FASBとの合同会議)
- 通常会議 (2012年6月12日~14日、一部 FASBとの合同会議)
- 通常会議 (2012年7月16日~20日、一部 FASBとの合同会議)

また、IFRS 解釈指針委員会の会議は2012年5月15日、16日及び7月10日にロンドンのIASB本部で開催された(詳細については、本誌101ページの「IFRS 解釈指針委員会の活動状況」を参照いただきたい。)

VI. その他のIASB 関連会議

- 2012年5月28日、29日 新興経済グループ (EEG) 会議 (アルゼンチン)
- 2012年6月20日 資本市場諮問委員会 (CMAC) 及び世界作成者フォーラム (GPF) との会議 (ロンドン)
- 2012年6月25日、26日 保険ワーキング・グループ (ロンドン)
- 2012年7月16日 欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) との会議 (ロンドン)